

事業者の方を応援します!!

くわしくは 商工課 商工業振興係・しごとづくり推進係 ☎21-5136

店舗開業・商店・商店街の皆さんへ

事業名など		対象者	内 容
電子決済機器導入事業		市内宿泊業・飲食業・土産品販売店など	クレジットカードや電子マネーなどの電子決済機器の導入に要する費用のうち、補助対象費用の2分の1(上限5万円)を補助
消費税免税店開設事業			消費税免税店の開設に要する費用のうち、補助対象費用の2分の1(上限30万円)を補助
商店リフレッシュ事業		小売業・飲食サービス業など市指定業種	空き店舗などを賃借・所有して開業しようとする方を対象に、改装費用の2分の1(上限50万円)を補助。既に営業している店舗については3分の1(上限30万円)を補助。なお、空き店舗などで開業する方が若年者(申請日における年齢が40歳未満の方)の場合は、補助限度額を30万円上乗せ。女性の場合は、さらに補助限度額を20万円上乗せ。また、高齢化地域(日光地域(滝ヶ原地区)・藤原地域(三依地区)・足尾地域全域・栗山地域全域)では、既存店舗、空き店舗などともに、補助限度額を50万円上乗せ ※いずれの場合も、工事着手前の申請、市内の業者に施工依頼するなど他にも条件があります
空き店舗等家賃補助事業			市内で空き店舗などを賃借して開業しようとする方を対象に、開業した日の属する月から12カ月分の家賃(月額家賃の2分の1、上限5万円)を補助
商業活性化事業費補助金	組織力・経営力強化事業	市内で商業を営む方など、5名以上で構成された事業者グループで新規に事業を始めようとする方	研修会、講演会の実施、情報発信などを行う場合に事業費の3分の2(上限50万円)を補助
	イベント開催事業		年末セール、スタンプラリー、抽選会の実施などを行う場合に事業費の3分の2(上限50万円)を補助
	環境整備事業		ベンチ、案内看板、プランターの設置などを行う場合に事業費の3分の2(上限50万円)を補助
そばのまちづくり産業連携支援事業		そば関連の製造業(製造小売業を含む)・飲食業・宿泊業(施設利用者の飲食に提供する場合に限る)	購入前に申請し、要件を満たしたものに日光産 ^{げん} そば1袋(22.5kg)当たり、または日光産そば粉13.5kg当たり1,000円をそれぞれ補助

起業希望・経営者の皆さんへ

市起業・創業支援サロン運営事業

市内で起業などを目指している方や創業して間もない方などを対象に、中小企業診断士などの資格を有するアドバイザーによる個別相談を行う他、起業などに向けた座談会やセミナーなどを定期的に開催する交流拠点として「日光市起業・創業支援サロン」を開設しています。起業などをお考えの方や起業後のご相談をお持ちの方は、お気軽にご利用ください。

場所…起業・創業支援サロン(今市708-7)

開設日時…毎週金曜～日曜日および(※)毎月第2・4木曜日(午後1時～9時) ※予約があった場合のみ開設

相談日時…毎月第1・3・5土曜日および(※)毎月第2・4木曜日(午後1時～9時)、毎月第3日曜日(午後1時～5時) ※予約があった場合のみ実施

申込方法…電話またはメール(①予約希望日時・②名前・③連絡先:電話番号・④簡単な相談内容を明記)で事前にお申し込みください

☎25-7122・✉nsks5136@ebony.plala.or.jp





市内の中小・小規模

市は、商店・商店街、企業の皆さんへ各種補助メニューを用意しています。ぜひご利用ください。

企業の皆さんへ

事業名など	対象者	内 容
若年者雇用創出奨励金	市内事業者	国のトライアル雇用制度(※)を利用し、市内に住所を有する若年者(45歳未満)を雇用した事業者に、同一雇用者をトライアル雇用期間終了後、さらに6カ月雇用した際、奨励金24万円(1カ月当たり4万円×6カ月)を交付
雇用創出奨励金		市内への事業所の新設に伴い、市内在住の求職者などを5人以上雇用した企業や増設などに伴い市内在住の求職者などを1人以上雇用した企業を対象に、新規雇用者1人当たり10万円または20万円を交付。 また、新たに雇用された労働者のうち、有期・無期雇用から正規雇用へ転換された労働者は1人当たり10万円、もしくは有期雇用から無期雇用へ転換された労働者は1人当たり5万円を交付。 ※新設などを行う事業所の敷地面積が3,000㎡以上または建築面積が2,000㎡以上である事業者が対象
農工商観連携・ビジネス創出促進事業	農林畜水産業・商工業・観光業・NPO法人・個人などの複数で構成されたグループ	農林畜水産業者、商工業者および観光業者などが連携し、日光市の地域資源である農林畜水産物などを活用し、地域の特性を生かした新たな商品やサービスの研究、開発、販路の開拓などを行う事業について、試作や販売促進などのステージごとに費用の2分の1(上限5万円または20万円)を補助
中小企業等生産設備導入事業(リース事業)	市内事業者	生産性の向上を図るため、物件価格が500万円以上の生産設備をリース契約により導入した企業に対し、その費用の一部を補助
展示会等出展事業	製造業・卸売業・小売業など	取引先や事業提携先の開拓、受発注機会の確保を目的に、県外および海外において開催される販売を主目的としない展示会、見本市、商談会などへの出展に伴う費用の2分の1を補助(県外…上限10万円、海外…上限20万円)
中小企業特許等取得促進支援事業	中小企業	特許権、実用新案権、商標権、意匠権の出願経費の合計の2分の1(特許権…上限20万円、それ以外…上限10万円)を補助 ※特許出願前の申請が必要

※トライアル雇用制度…就業経験のない人や、職業経験が少なく知識や技能が十分ないと考えられる、安定した職業に就くことが難しい求職者を一定期間受け入れ、雇用するか否かを見極める制度

中小企業の皆さんへの融資制度(中小企業振興資金)

融資名	内 容	融資限度額	返済期間
運転資金	商品の仕入れや諸経費支払いなどに必要な資金	2,000万円	7年以内
設備資金	設備の購入、店舗・工場・事業用建物などの新築・改装に必要な資金	2,000万円	10年以内
創業資金	新事業開始のために必要な資金 ※女性と若年者(40歳未満)は利率優遇	2,000万円	運転資金…5年以内 設備資金…7年以内
小規模企業者資金	小規模企業者が必要とする運転資金・設備資金	2,000万円	運転資金…5年以内 設備資金…7年以内



※融資制度は他に、災害対策資金、大型店対策資金、事業転換資金、商店街近代化資金などのメニューもあります